公　示

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年2月12日国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第9条第1項の規定により、型式が技術上の規格に適合していると認める遊技機として検定を行った旨を次のとおり公示する。

令和　3　年　9　月　1　日

徳島県公安委員会委員長　齋藤　恒範

1　申請者の氏名又は名称及び型式の概要等

氏名又は名称及び所在地	法人の場合は代表者の氏名	型式の概要				検定番号
		遊技機の種類		型式名	製造業者名	
株式会社　ロデオ 東京都品川区西品川一丁目1番1号　住友不動産大崎ガーデンタワー	粂田貴司	規則第6条第2号	回胴式遊技機	S　A　N　E　M　O　N　E　F　F	株式会社ロデオ	15152
株式会社　高尾 愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目22番地	内ヶ島隆寛	規則第6条第1号	ぱちんこ遊技機	P　リ　ア　ル　鬼　ご　っ　こ　2　V　1　B	株式会社高尾	15153

2　検定の有効期間
公示の日から3年間。